

## 10 介護保険事業

介護保険制度は、老後の最大の不安要因ともなっている介護問題に対応するため、高齢者が介護を要する状態になっても、自立した日常生活を送ることができるよう、高齢者の介護を社会全体で支える仕組みとして、平成12年4月から実施されました。給付と負担の関係を明確にするため社会保険方式を採用しており、財源は保険料と公費それぞれ半々で賄われています。

27年度には、地域包括ケアシステムの構築や費用負担の公平化を目指して、予防給付の介護予防・日常生活支援総合事業への移行や利用者負担の見直しなどの制度改正が行われました。

横浜市は、保険者として、被保険者の資格管理、保険料の徴収、要介護認定及び保険給付等を行うとともに、横浜市介護保険事業計画に基づいて、介護サービスの基盤整備を進めています。

### 1 被保険者

(平成28年3月31日現在)

	第1号被保険者 (65歳以上の方)	第2号被保険者 (40歳以上65歳未満の医療保険に加入している方)
被保険者数	約87万人	約127万人

### 2 要介護認定

介護保険サービスを利用するためには、区役所に申請し、要介護認定を受ける必要があります。区役所では、申請に基づき認定調査を行うとともに、主治医意見書の提出を受け、保健・医療・福祉の専門家からなる介護認定審査会の合議体（審査部会）の審査判定に基づいて認定を行います。認定は、介護の必要度から要支援1・2、要介護1～5に区分されます。

第1号被保険者は、原因を問わず認定を経て、要介護と認定された方は介護サービス、要支援と認定された方は介護予防サービスが受けられますが、第2号被保険者は初老期認知症や脳血管疾患など老化に起因する16種類の特定疾病に該当した場合に限り、認定を経て介護（介護予防）サービスが受けられます。

また、認定結果が非該当（自立）となった方は、介護保険のサービスは利用できませんが、横浜市が実施する介護予防のためのサービス等が受けられる場合があります。

#### (1) 介護認定審査会

ア 合議体数 136

イ 委員数 条例定数 990人以内 (平成28年4月1日現在 718人)

#### (2) 要介護認定の状況

ア 申請件数

(平成27年4月～平成28年3月)

	申請件数	うち新規申請
要介護認定	150,163件	46,405件

イ 要介護認定者数

##### ① 介護度別内訳

(平成28年3月31日現在) (単位：人)

要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
17,840	21,590	24,201	33,263	20,662	18,661	15,228	151,445

##### ② 区別認定者数

(平成28年3月31日現在) (単位：人)

鶴見	神奈川	西	中	南	港南	保土ヶ谷	旭	磯子
10,925	9,377	3,867	6,877	10,251	9,497	9,359	12,064	7,724
金沢	港北	緑	青葉	都筑	戸塚	栄	泉	瀬谷
9,154	11,457	6,632	9,796	5,600	10,616	5,335	6,739	6,175

### 3 介護予防・日常生活支援総合事業

横浜市では「要介護状態の予防と自立に向けた支援」「多様で柔軟な生活支援のある地域づくり」を基本的な考え方として、平成28年1月から介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）を実施しています。

介護保険の要支援認定を受けた方及び「基本チェックリスト」を実施し「事業対象者」と判断された方が利用する訪問介護・通所介護を総合事業の介護予防・生活支援サービス事業として提供します。

また、従来の介護予防事業を総合事業の一般介護予防事業として実施します。

### 4 居宅サービス計画及び介護予防サービス・支援計画の作成

在宅サービスを利用する場合、本人の心身の状態や希望等に応じた適切なサービスが受けられるよう、要介護認定者には居宅介護支援事業者が居宅サービス計画を、要支援認定者及び事業対象者には地域包括支援センター等が介護予防サービス・支援計画を作成します。

### 5 保険給付及び介護予防・生活支援サービス事業

#### (1) サービスの種類

介護給付サービス (要介護1～5の方)	居宅サービス	①訪問介護、②訪問入浴介護、③訪問看護、④訪問リハビリテーション ⑤居宅療養管理指導、⑥通所介護、⑦通所リハビリテーション ⑧短期入所生活介護、⑨短期入所療養介護、⑩特定施設入居者生活介護 ⑪福祉用具貸与、⑫特定福祉用具購入、⑬住宅改修
	地域密着型サービス	①夜間対応型訪問介護、②認知症対応型通所介護、 ③小規模多機能型居宅介護、④認知症対応型共同生活介護、 ⑤地域密着型特定施設入居者生活介護、⑥地域密着型介護老人福祉施設 ⑦定期巡回・随時対応型訪問介護看護、⑧看護小規模多機能型居宅介護
	施設サービス	①介護老人福祉施設、②介護老人保健施設、③介護療養型医療施設
	居宅介護支援	
予防給付サービス (要支援1・2の方)	介護予防サービス	①介護予防訪問介護、②介護予防訪問入浴介護、③介護予防訪問看護 ④介護予防訪問リハビリテーション、⑤介護予防居宅療養管理指導 ⑥介護予防通所介護、⑦介護予防通所リハビリテーション ⑧介護予防短期入所生活介護、⑨介護予防短期入所療養介護 ⑩介護予防特定施設入居者生活介護、⑪介護予防福祉用具貸与 ⑫介護予防特定福祉用具購入、⑬介護予防住宅改修
	地域密着型介護予防サービス	①介護予防認知症対応型通所介護、②介護予防小規模多機能型居宅介護 ③介護予防認知症対応型共同生活介護（要支援2の方に限ります）
	介護予防支援	
介護予防・生活支援サービス事業	①横浜市訪問介護相当サービス ②横浜市訪問型短期予防サービス ③横浜市通所介護相当サービス	

※（介護予防）福祉用具貸与では、要介護1～3、要支援1・2の方は利用できない品目があります。

#### (2) 居宅サービスの利用限度

要介護度に応じた利用限度額が設定されています。限度額を超えてサービスを利用するときには全額自己負担になります。

要介護度	介護予防サービス・居宅サービス 地域密着型サービスの利用限度単位数	(介護予防) 特定福祉 用具購入費 の支給限度基準額	(介護予防) 住宅改修費 の支給限度基準額
事業対象者	5,003 単位/月	-	-
要支援1	5,003 単位/月	4月から翌年の 3月までの1年間で 10万円	現住居につき 20万円 (給付は支給限度基準)
要支援2	10,473 単位/月		
要介護1	16,692 単位/月		
要介護2	19,616 単位/月		

要介護3	26,931 単位/月	(給付は支給限度 基準額の9割又は8 割)	額の9割又は8割)
要介護4	30,806 単位/月		
要介護5	36,065 単位/月		

※ただし、(介護予防)特定施設入居者生活介護、(介護予防)認知症対応型共同生活介護等については、利用限度額は適用されません。また、(介護予防)居宅療養管理指導は利用限度額の対象外です。

(3) 施設サービスの費用

施設類型ごとに、要介護度に応じた介護費用が設定されています。

(4) 保険給付費の状況 (平成27年度決算) (単位：千円)

区 分	給付費支払額
在宅介護サービス費	124,079,367
地域密着型介護サービス費	24,562,943
施設介護サービス費	71,581,218
特定入所者介護サービス費	7,357,537
高額介護サービス費等	6,315,023
計	233,896,088

※ 保険給付費は、過年度納付保険料償還金を除きます。

(5) 保険給付費の財源内訳

介護保険給付費 (平成28年度当初予算) 248,172 百万円 (保険料償還金を除く)

財源内訳

(単位：百万円)

国 (居宅 20%) (施設 15%) 44,708	県 (居宅12.5%) (施設17.5%) 35,948	第2号保険料 (28%) 69,488	第1号保険料 (24.19%) 59,443
	調整交付金 (2.81%) 6,974		
		低所得者保険料軽減 (国1/2・県1/4・市1/4) 589	

※ 百万円未満四捨五入により、総額と合わない場合があります。

## 6 利用者の負担

(1) サービスを利用した場合の自己負担

原則としてかかった費用の1割又は2割が利用者負担です。このほか、施設等を利用した場合は、部屋代や食費などの負担があります。

利用者負担(福祉用具購入費、住宅改修費を除く)が高額になる場合は上限額を超えた分が高額介護サービス費として払い戻されます。

このほか、各医療保険と介護保険の自己負担の1年間の合計額が一定を超えた場合に、申請により一定額を超えた分が支給される高額医療・高額介護合算制度があります。

また、施設利用時の部屋代・食費の負担については、所得の低い方を対象として、所得に応じた負担限度額を設け、自己負担を軽減する制度があります。

部屋代・食費の負担限度額

段階	対象者	負担限度額（日額）	
		部屋代	食費
第1段階	・ 市民税非課税世帯 <sup>(※1)</sup> で老齢福祉年金を受給されている方 ・ 生活保護等を受給されている方	多床室 0円	
		従来型個室	(特養等) 320円
			(老健・療養等) 490円
		ユニット型準個室 490円	300円
ユニット型個室 820円			
第2段階	市民税非課税世帯 <sup>(※1)</sup> で、本人の預貯金等の合計額が基準額 <sup>(※2)</sup> 以下の方で合計所得金額と公的年金等収入額の合計が年間80万円以下の方	多床室 370円	
		従来型個室	(特養等) 420円
			(老健・療養等) 490円
		ユニット型準個室 490円	390円
ユニット型個室 820円			
第3段階	市民税非課税世帯 <sup>(※1)</sup> で、本人の預貯金等の合計額が基準額 <sup>(※2)</sup> 以下で、第2段階以外の方	多床室 370円	
		従来型個室	(特養等) 820円
			(老健・療養等) 1,310円
		ユニット型準個室 1,310円	650円
ユニット型個室 1,310円			
第4段階	上記以外の方	・ 負担限度額は設けられていません。 ・ 部屋代や食費は施設との契約によって決まります。	

※1 世帯…本人が属する住民基本台帳上の世帯（配偶者が別世帯にいる場合、その配偶者を含みます。）

※2 単身の場合は、本人の額が1,000万円（配偶者がいる場合は、夫婦の合計額が2,000万円）

高額介護サービス費の負担限度額

所得区分	上限額(月額)
現役並み所得者 <sup>(※)</sup> に相当する方がいる世帯の方	44,400円(世帯)
世帯内のどなたかが市民税を課税されている方	37,200円(世帯)
世帯の全員が市民税を課税されていない方	24,600円(世帯) 15,000円(個人)
・ 老齢福祉年金を受給している方 ・ 前年の合計所得金額と公的年金収入額の合計が年間80万円以下の方	
生活保護等を受給されている方	15,000円(個人)

※1 課税所得145万円以上の方。ただし、年収が383万円未満（1号被保険者が複数いる世帯は520万円未満）の場合には申請により上限額が37,200円（世帯）になります。

(2) 横浜市介護サービス自己負担助成（本市独自制度）

低所得者に対して、在宅サービス等の利用者負担の一部を助成します。

ア 在宅サービス助成

(ア) 対象の要件

横浜市の被保険者（要介護認定又は要支援認定を受けている方）で、市民税非課税世帯のうち、次のいずれかの要件に該当する者

- ① 生活保護受給者を除く介護保険料第1段階で表1の「資産基準」に該当すること
- ② 表1の「資産基準」及び表2の「収入基準」の両方を満たしていること

(イ) 助成内容

利用料について、本来10%のところ5%負担に軽減（上記①の場合は3%負担）

なお、軽減後の負担額が更に一定額を超えた場合は、その額も助成します。

(ウ) 対象となるサービス

表3参照

イ グループホーム助成

(ア) 対象の要件

横浜市の被保険者（要介護認定又は要支援認定を受けている方）で、市民税非課税世帯のうち、次の全ての項目に該当する者

- ① 生活保護受給者を除く介護保険料第1段階で表1の「資産基準」に該当していること又は、表1の「資産基準」及び表2の「収入基準」の両方を満たしていること
- ② 税法上の被扶養者でないこと
- ③ 3か月以上、横浜市内に居住していること

(イ) 助成内容

- ① 利用料助成：本来10%のところ5%負担に軽減

なお、軽減後の負担額が更に一定額を超えた場合は、その額も助成します。

- ② 居住費助成：家賃・食費・光熱水費部分について、月額29,800円を上限に助成します（平成24年10月サービス利用分から助成対象）。

(ウ) 対象となるサービス

表3参照

ウ 施設居住費助成（ユニット型個室）

(ア) 対象の要件

横浜市の被保険者（要介護認定又は要支援認定を受けている方）で、市民税非課税世帯のうち、次のすべての項目に該当する者

- ① 部屋代・食費の負担限度額認定制度において、利用者負担段階第1、2段階のいずれかの認定を受けていること
- ② 表1の「資産基準」及び表2の「収入基準」の両方を満たしていること
- ③ 税法上の被扶養者でないこと

(イ) 助成内容

対象となるサービスを利用した場合に、ユニット型個室の居住費について、日額165円を助成（月額4,950円程度 ※30日利用した場合の例）

(ウ) 対象となるサービス

表3参照

表1 資産基準<次の(ア)、(イ)両方を満たしている必要があります>

(ア) 世帯全員の現金、預金、有価証券等の額が、

単身世帯	350万円以下
複数人世帯	350万円に当該被保険者以外の世帯員1人につき100万円を加えた額以下

(イ) 居住用の土地（200㎡以下）及び家屋以外の不動産を所有しないこと

表2 収入基準<市民税非課税世帯で次の基準に該当する方>

単身世帯	150万円以下
複数人世帯	150万円に、当該被保険者以外の世帯員1人につき50万円を加えた額以下

※施設居住費助成において、利用者負担段階が第1、2段階に該当するときは、収入基準額が単身

世帯で 50 万円以下、2 人以上の世帯で 50 万円に当該被保険者以外の世帯員 1 人につき、50 万円を加えた額以下であること。

表 3 助成対象となるサービス

サービス名	助成対象	在宅サービス 助成	グループホーム 助成	施設居住費助成 (ユニット型個室)
(介護予防) 訪問介護		○		
(介護予防) 訪問入浴介護		○		
(介護予防) 訪問看護		○		
(介護予防) 訪問リハビリテーション		○		
(介護予防) 通所介護		○		
(介護予防) 通所リハビリテーション		○		
(介護予防) 短期入所生活介護		○		○
(介護予防) 短期入所療養介護		○		○
(介護予防) 福祉用具貸与		○		
特定施設入居者生活介護 ※短期利用		○		
夜間対応型訪問介護		○		
(介護予防) 認知症対応型通所介護		○		
(介護予防) 小規模多機能型居宅介護		○		
定期巡回・随時対応型訪問介護看護		○		
看護小規模多機能型居宅介護		○		
地域密着型特定施設入居者生活介護 ※短期利用		○		
(介護予防) 認知症対応型共同生活介護 ※短期利用		○		
(介護予防) 認知症対応型共同生活介護 ※短期利用以外			○	
介護老人福祉施設				○
介護老人保健施設				○
介護療養型医療施設				○
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護				○

## 7 保険料

### (1) 第 1 号被保険者 (65 歳以上) の保険料

第 1 号被保険者の保険料は、介護保険サービスの給付額の見込みに応じて 3 年ごとに見直すことになっています。

第 1 号被保険者の保険料は、個人ごとに、前年中の所得等に応じた段階別となっています。

横浜市では、国が標準とする 9 段階方式を本市独自に 1 3 段階方式とし、所得の低い方の保険料を軽減しています。

老齢・退職年金、障害年金、遺族年金が年額 18 万円以上の人は年金から天引きとなり、それ以外の人は口座振替等により、個別に保険料を納めます。

ア 段階別保険料

(平成 27～29 年度) (単位：円)

保険料段階	対 象 者		基準額×割合	保険料額 ( )は月額	
第 1 段階	・生活保護または中国残留邦人等支援給付受給者 ・市民税非課税世帯かつ老齢福祉年金受給者		基準額×0.40	28,750 (2,390)	
第 2 段階	本人が 市民税 非課税	同じ世帯に いる方全員 が市民税非 課税	本人の「公的年金等収入額」と「合計所得金額」の合計が年間80万円以下の方	基準額×0.40	28,750 (2,390)
第 3 段階			本人の「公的年金等収入額」と「合計所得金額」の合計が年間120万円以下の方で、かつ第 2 段階に属さない方	基準額×0.6	43,120 (3,590)
第 4 段階			上記以外の方	基準額×0.65	46,720 (3,890)
第 5 段階			同じ世帯に 市民税課税 者がいる方	本人の「公的年金等収入額」と「合計所得金額」の合計が年間80万円以下の方	基準額×0.90
第 6 段階 <基準額>	上記以外の方	基準額×1.00		71,880 (5,990)	
第 7 段階	本人が 市民税 課税	本人の合計 所得金額が	160万円未満の方	基準額×1.10	79,060 (6,580)
第 8 段階			160万円以上250万円未満の方	基準額×1.27	91,280 (7,600)
第 9 段階			250万円以上350万円未満の方	基準額×1.55	111,410 (9,280)
第 10 段階			350万円以上500万円未満の方	基準額×1.69	121,470 (10,120)
第 11 段階			500万円以上700万円未満の方	基準額×1.96	140,880 (11,740)
第 12 段階			700万円以上1,000万円未満の方	基準額×2.28	163,880 (13,650)
第 13 段階			1,000万円以上	基準額×2.60	186,880 (15,570)

※ 保険料上段は年額、下段 ( ) は月額相当

イ 保険料賦課・収納状況

(平成 27 年度) (単位：円)

区 分	調 定 額	収 納 額	収 納 率	対象被保険者数	構成比
特別徴収	55,166,199,440	55,166,199,440	100.0%	788,351人	90.20%
普通徴収	7,179,850,300	6,463,845,558	90.03%	85,617人	9.80%
現年度分	62,346,049,740	61,630,044,998	98.85%	873,968人	100.0%
滞納繰越分	1,594,793,447	203,323,803	12.75%		
計	63,940,843,187	61,833,368,801	96.70%		

(2) 第 2 号被保険者 (40 歳から 64 歳まで) の保険料

第 2 号被保険者の保険料は、各医療保険者が算出します。

第 2 号被保険者の介護分保険料は、加入している医療保険料と一括して徴収され社会保険診療報酬支払基金を通じ、全国の市町村に定率で交付されます。

## 8 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

高齢者に関する各種の保健福祉事業や、平成12年度から始まった介護保険制度の円滑な実施に関する総合的な計画として、取り組む課題を明らかにし、目標等を定めたものです。計画に基づき各事業を実施し、3年ごとに見直しを行っています。平成27年度は第6期計画の1年目にあたります。

### (1) 介護保険サービスの実施状況

サービスの種類			27年度実績	
在宅サービス	訪問介護	回/年	5,270,864	
		介護予防	147,821	
		地域支援事業移行	人/年	2,234
		訪問入浴介護	回/年	171,049
		介護予防	人/年	96
		訪問看護	回/年	955,589
		介護予防	人/年	15,808
		訪問リハビリテーション	日/年	99,347
		介護予防	人/年	2,491
		居宅療養管理指導	人/年	246,526
		介護予防	人/年	14,010
		通所介護	回/年	4,087,630
		介護予防	人/年	117,712
			地域支援事業移行	人/年
	通所リハビリテーション	回/年	805,533	
		介護予防	人/年	13,292
	短期入所生活介護	日/年	782,076	
		介護予防	人/年	1,174
	短期入所療養介護	日/年	137,263	
		介護予防	人/年	159
特定施設入所者生活介護	人/年	87,087		
	介護予防	人/年	11,147	
福祉用具貸与	人/年	464,274		
	介護予防	人/年	72,325	
特定福祉用具購入	件/年	9,326		
	介護予防	件/年	2,663	
住宅改修	件/年	7,800		
	介護予防	件/年	3,938	
居宅介護支援	人/年	735,748		
	介護予防	人/年	269,021	
地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護		人/年	5,499
	夜間対応型訪問介護		人/年	13,085
	認知症対応型通所介護	人/年	24,252	
		介護予防	人/年	33
	小規模多機能型居宅介護	人/年	22,659	
		介護予防	人/年	1,262
	認知症対応型共同生活介護	人/年	55,837	
		介護予防	人/年	85
	地域密着型特定施設入居者生活介護		人/年	155
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護		人/年	702	
複合型サービス		人/年	2,251	
施設サービス	介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)		人/年	161,534
	介護老人保健施設		人/年	95,940
	介護療養型医療施設		人/年	7,667

※ 介護予防に関する数値については、各サービスの内数

## (2) 地域支援事業等の実施状況

事業等の種類			27年度実績	
二次予防事業対象者数（4月から9月まで実施）		人	1,316	
地域包括支援センター		か所数	138	
介護 予 防 事 業 等	一次予防事 業	介護予防普及啓発活動 （イベント、講演会、健康教育等）	延べ人数	29,611
		地域介護予防活動支援（関係団体間の連 絡会、人材育成のための研修会等）	回数	1,022
		元気づくりステーション事業	延べ人数	85,473
	シニアボランティアポイント事業	登録者数	13,221	
	二次予防事 業	訪問型介護予防事業	訪問回数	222
その他事業	高齢者日常生活用具給付（紙おむつ）		延べ月数	40,268
	高齢者食事サービス事業		食	247,771

※ 地域包括支援センターは、地域ケアプラザ及び一部の特別養護老人ホームに設置。

## (3) 介護保険施設等の整備状況

施設の種類の		27年度実績
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）※	年度末竣工数（床）	14,824
介護老人保健施設	年度末竣工数（床）	9,571
介護療養型医療施設	年度末竣工数（床）	486
認知症高齢者グループホーム	年度末竣工数（床）	5,053
特定施設（有料老人ホーム等）	年度末竣工数（床）	11,958

※ 地域密着型を含む。